

土木設計業務等委託契約における
設計変更ガイドライン

令和6年4月

京都府建設交通部指導検査課

目 次

- 1 設計変更ガイドラインについて
 - (1) ガイドライン策定の目的……p2
 - (2) 土木設計業務等の特性……p2
 - (3) 発注者・受注者の留意事項……p2
- 2 設計変更が不可能なケース……p3
- 3 設計変更が可能なケース
 - 設計変更が可能なケース……p3
 - 留意事項
 - (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き……p4
 - (2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き……p5
 - (3) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続き……p6
 - (4) 業務の中止の場合の手続き……p7
 - (5) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続き……p8
 - (6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの……p8
- 4 設計変更手続きフロー……p9
- 5 設計変更に関わる打合せ記録簿の作成方法……p10
- 6 参考資料
 - 土木設計業務等委託契約書 一部抜粋……p13
 - 土木設計業務等共通仕様書 一部抜粋……p16

1 設計変更ガイドラインについて

(1) ガイドライン策定の目的

- 発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておくことにより、設計変更の円滑化および適正化を図ることを目的とする。

(2) 土木設計業務等の特性

- 測量業務、地質調査業務、土木設計業務および調査・計画業務(以下「土木設計業務等」という。)は、多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件および地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。

(3) 発注者・受注者の留意事項

受発注者は・・・

- 現地踏査や初回打合せの段階で業務の履行に必要な関係機関協議などの前提条件や設計条件等について、あらかじめ両者で確認することが重要である。現地踏査や初回打合せの段階で当初発注時の前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。
- 業務工程の共有とともに速やかで適切な協議および回答に努めることが重要である。
- 設計図書の変更の手続きは、その必要が生じた都度遅滞なく行う。

発注者は・・・

- 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期の平準化を図る。また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越（翌債）の適切な運用を行う。
- 当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続きの遅延、関連する他の業務の遅延等が発生した場合は、その前提条件を明示して設計図書の変更を適正に行なう必要がある。
- 必要な業務の条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した仕様書等を適切に作成し、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。

受注者は・・・

- 入札公告または指名通知があった時点で設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、発注者に質問書を提出しなければならない。
- 業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

2 設計変更が不可能なケース

以下のような場合においては、原則として設計変更ができない。ただし、土木設計業務等委託契約書(以下「契約書」という。)第 27 条に規定する臨機の措置による場合はこの限りではない。

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施した場合
- 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
- 契約書・設計業務等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)に定められている所定の手続を経ていない場合【契約書第 19 条～第 26 条、共通仕様書第 1120 条～第 1123 条(測量、地質・土質調査業務においては第 121 条～第 124 条)】
- 書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

3 設計変更が可能なケース

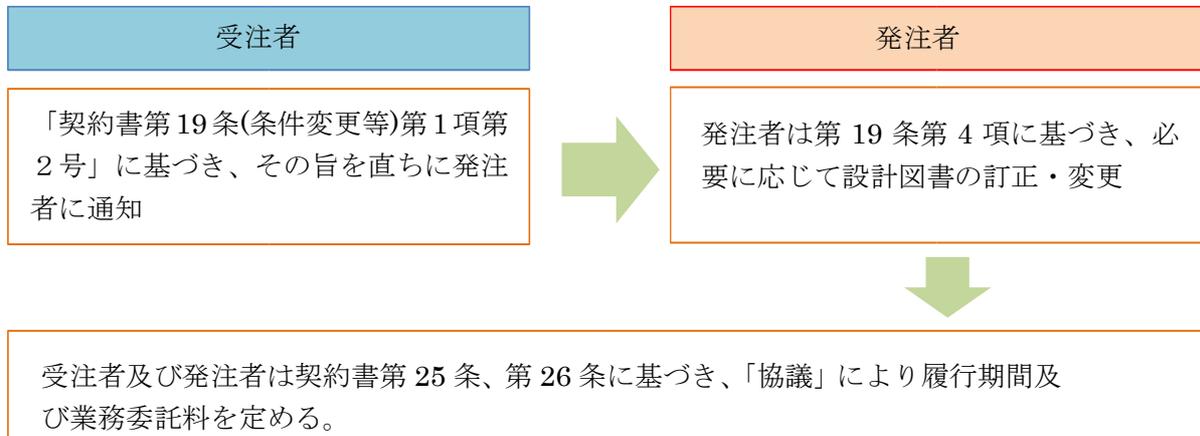
以下のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

- 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事由が確認された場合
- 当初発注時点で想定していた業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
- 所定の手続【契約書第 19 条～第 26 条、共通仕様書第 1220 条～第 1123 条(測量、地質・土質調査業務においては第 121 条～第 124 条)】を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
- 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
- 受注者の責に帰さない事由により、受注者から履行期間の延期・短縮に関する協議があり、発注者がこれを必要と認めた場合

留意事項

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続（契約書第 19 条第 1 項第 2 号）

受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



(例)

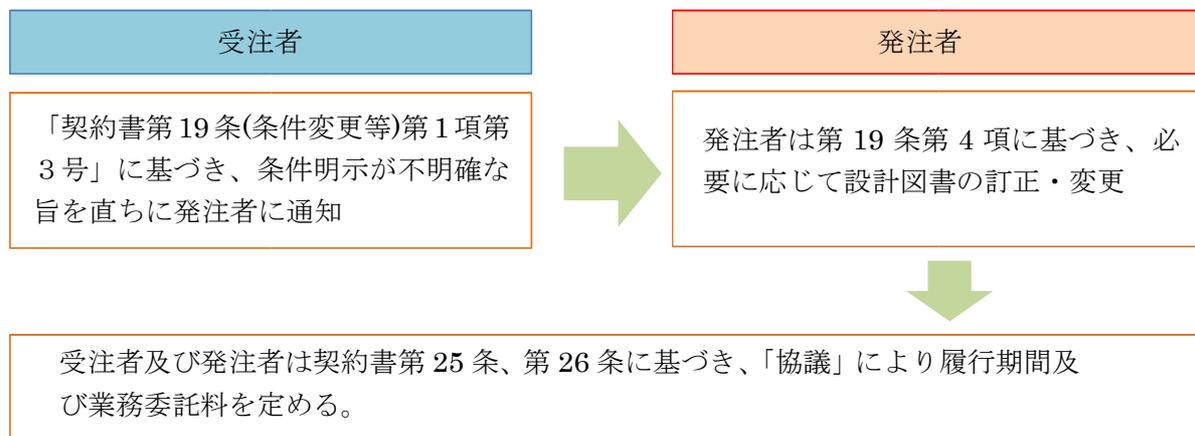
- ①貸与された資料を照査したところ、契約数量や内容に誤りがある場合
- ②必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がない場合
- ③条件明示する必要があるにもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料等に関する条件明示がない場合

等

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続（契約書第 19 条第 1 項第 3 号）

設計図書の表示が明確でない場合とは、表示が不十分、不正確又は不明確で、実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



(例)

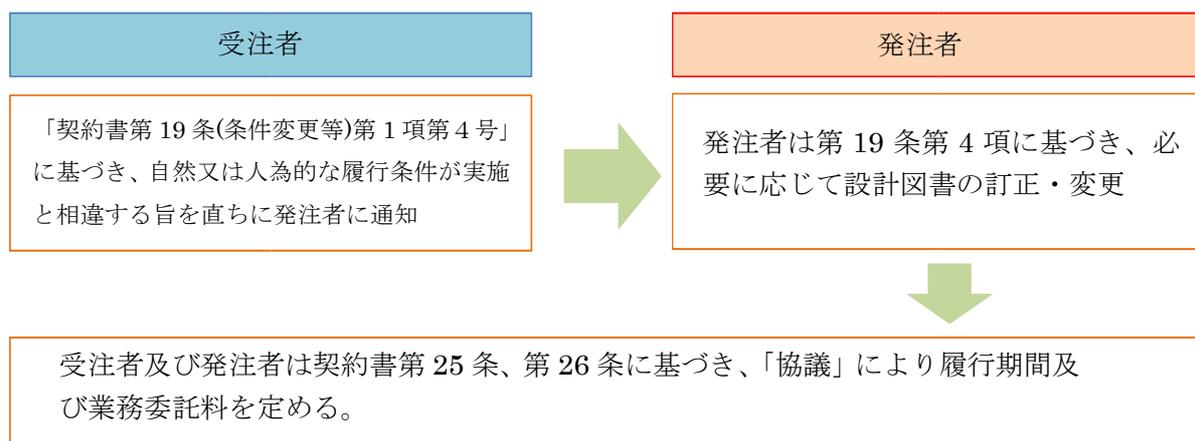
- ①同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない場合
- ②設計図書に付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確な場合
- ③既業務成果で記載されているはずの座標値が設計図に未記入である場合
- ④関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない場合

等

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続 (契約書第 19 条第 1 項第 4 号)

自然的な履行条件とは、設計する構造物の範囲の地形、水深等のことである。また、人為的な履行条件とは、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等のことである。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



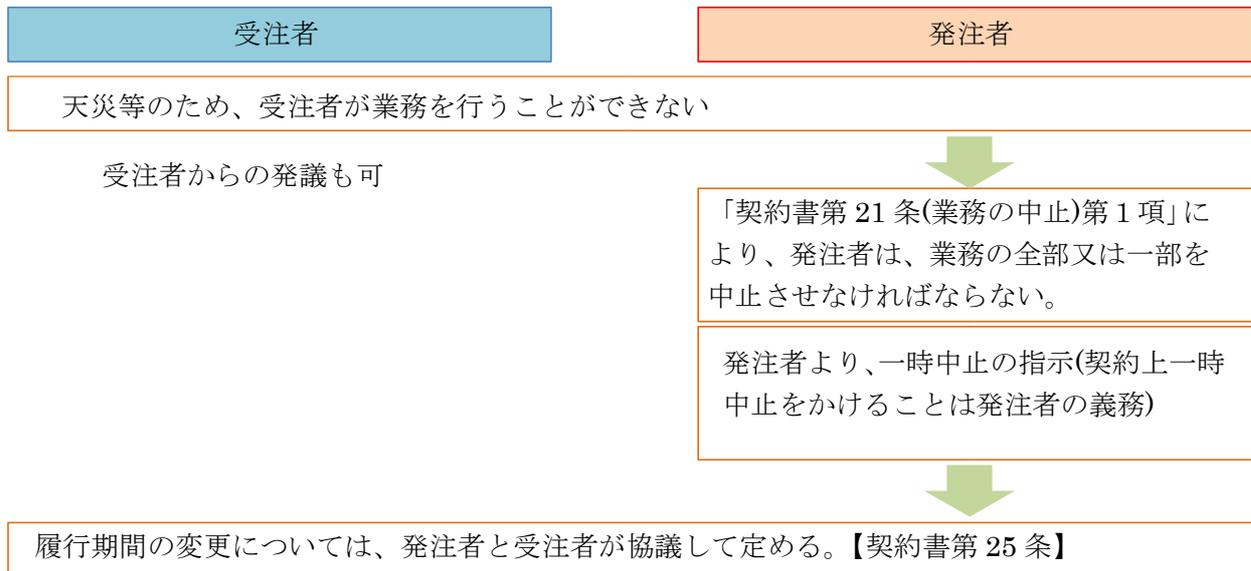
(例)

- ① 現地の地形や地質条件が既業務成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた場合
- ② 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要がある場合
- ③ 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となる場合
- ④ 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等が続行できない場合
- ⑤ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等が続行できない場合
- ⑥ 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になる場合
- ⑦ その他、新たな制約等が発生した場合

等

(4) 業務の中止の場合の手続 (契約書第 21 条、共通仕様書第 1213 条(測量、土質・地質調査業務においては第 124 条))

第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災による場合等、受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合(測量等現場調査業務を委託し、契約書に「業務の中止」を規定している場合に限る。)、発注者は業務の全部又は一部を中止せなければならない。



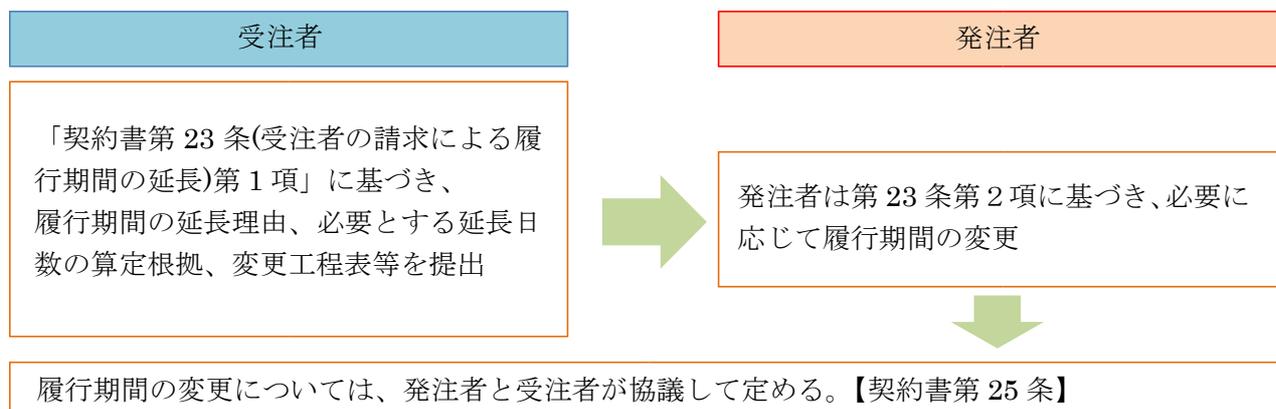
(例)

- ① 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- ② 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
- ③ 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不相当又は不可能となった場合

等

(5) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続（契約書第 23 条、共通仕様書第 1122 条(測量、土質・地質調査業務においては第 123 条)）

第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災による場合等、受注者の責に帰さない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合、受注者は必要に応じて発注者に書面により履行期間の延長変更を請求することが出来る。発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。



(例)

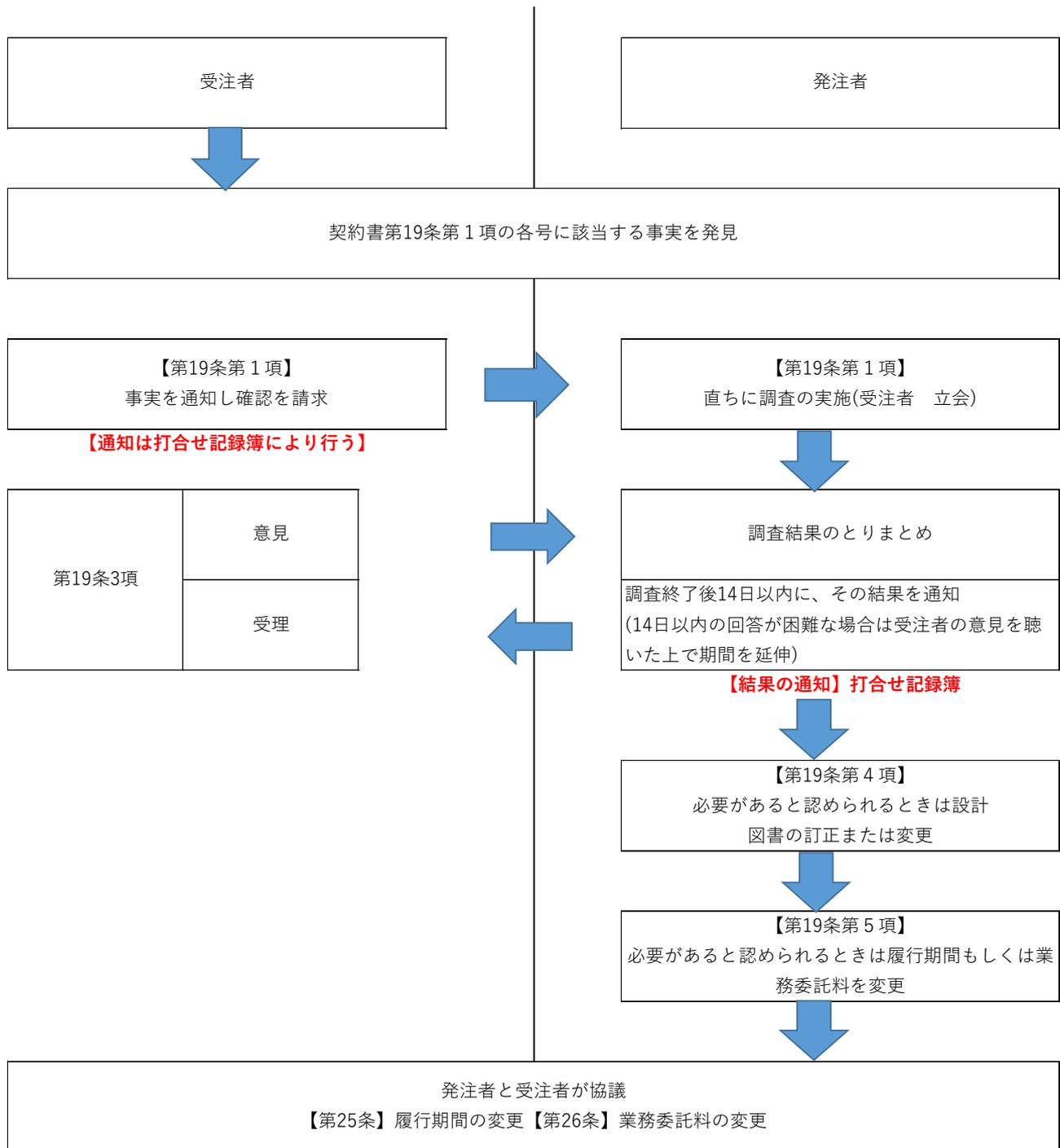
- ①第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- ②天災等により業務の履行に支障が生じた場合

等

(6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの（共通仕様書第 1104 条(測量、土質・地質調査業務においては第 106 条)）

「設計図書の点検」の範囲を超えるものとは、①提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合、②詳細設計時において、貸与された予備設計等の業務成果が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合、③過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合等のことである。

4 土木設計業務等の変更の手続きフロー



5 設計変更に関わる打合せ記録簿の作成方法

○受発注者は、設計変更の必要が生じた都度、契約変更の手続きを遅滞なく行うものとする。やむをえず契約変更手続きを行う前に受注者が作業を行う必要がある場合は、必ず書面（打合せ記録簿）にて指示を行う。

打合せ記録簿の記載方法は以下のとおりとする。

- 打合せ記録簿には内容に伴う増減額の概算額（業務委託料相当額）を記載する。
- ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
- 緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「設計変更の対象とする」ことを記載した上で指示を行い、算定が完了次第、速やかに設計変更を行うものとする。
- 概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。必要に応じ記載した概算額の出典や算出条件等について明示する。

指示の記載例は別紙 1、協議の記載例は別紙 2 のとおり

別紙2 協議の記載例

様式 - 6

打合せ記録簿

第 回				追番	一	頁
		総括監督員	主任監督員	管理技術者	担当者	担当者
発注者・印				受注者・印		
日時				場所		
業務名				打合方式	会議・電話	
事務所名				業務担当課		
出席者	発注者側			受注者側		
【受注者記載例】〇〇の変更について(協議)						
〇〇を△△へ変更したいので協議します。						
【発注者回答例1】※概算金額が算定出来ている場合						
協議のとおり実施してください。本協議の内容は、設計変更の対象とします。この内容に伴う増(減)額の概算額(業務委託料相当額)は、約〇〇万円です。なお、概算額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではありません。						
【発注者回答例2】※概算金額の算定に時間を要する場合						
協議のとおり実施してください。本協議の内容は、設計変更の対象とします。						
【発注者回答例3】※承諾の場合						
協議内容について承諾します。本協議の内容は設計変更の対象としません。						

* 押印欄は、必要に応じて変更すること。

6 参考資料

(1) 土木設計業務等委託契約書 一部抜粋

(条件変更等)

第 19 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確ではないこと。

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により、第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第 20 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認められるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 22 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第 21 条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことのできないものにより、作業現場の状況が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

[注] 本項は、測量等現場調査業務を委託する場合に規定する条項である。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

[注] 下線部分は、測量等現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。

3 発注者は、前 2 項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、

履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

[注] 下線部分は、測量等現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。

(業務に係る受注者の提案)

第 22 条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他の改良事項を発見又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 23 条 受注者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 24 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第 24 条の 2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 25 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第 23 条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、第 24 条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第 26 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 27 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

[注] この条は、測量等現場調査業務を委託する場合に規定する条文である。

(2) 土木設計業務等共通仕様書 一部抜粋

第 1120 条 条件変更等

1. 契約書第 19 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 30 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 監督職員が、受注者に対して契約書第 19 条、第 20 条及び第 22 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第 1121 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第 31 条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 1120 条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第 1122 条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第 23 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 24 条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 1123 条 一時中止

1. 契約書第 21 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第 1132 条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。